

歯界展望

DENTAL OUTLOOK

7

VOL.118 NO.1

JULY 2011



特集

高齢者のインプラント治療

吉竹賢祐・岸本裕充・小川秀典・成 仁鶴

新連載

根尖病変を治癒に導く

倉富 覚

臨床の幅を広げる歯内療法のトピックス

石井 宏

CTが診断と治療方針を変える

工藤淳一

医歯薬出版株式会社

<http://www.ishiyaku.co.jp/>

歯科医師のための 法務・税務

Q & A

7

司法書士法人鈴木事務所

<http://www.suzukijimusho.com/>

司法書士・行政書士

鈴木龍介

Ryusuke Suzuki

具体的なご相談や詳しい内容については、下記までお問合せください。

司法書士法人鈴木事務所

info@suzukijimusho.com

大規模震災における対応は？

… 歯科医院の震災対応

Q 大規模震災が発生したような場合、歯科医院の院長としてどのように対応すればよいのでしょうか。また、そのような事態に備えて、どのようなことを行っておくべきでしょうか。

A 震災の規模や内容、そのときの状況にもよりますが、震災時の初動としては、人命・身体の安全確保に努めてください。その後は、収集した情報をベースに、非常時であることを踏まえて臨機応変に対応していくことが重要です。

事前の対策としては、企業でいうところの BCP(=事業継続計画)を策定し、スタッフへの周知や訓練を行うなど具体的な備えをしておくことが望ましいでしょう。

まずは、このたびの東日本大震災におきまして、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、また甚大な被害にあわれた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今回は、直接的には法務の話題ではありませんが、歯科医院の院長としてのリスクマネジメントという観点での震災への対応について解説します。

1. 初動

(1) 安全の確保

大地震が発生した場合には、ガスや火気の使用を安全にそして完全に停止

し、机の下にもぐるなどして身を守り、来院している患者やスタッフの人命・身体の安全を確保することが最優先となります。また、窓やドアを開けて避難口を確保します。搖れが収まり、万が一けが人が発生しているような場合は、応急措置を施します。

(2) 避難

患者・スタッフ、そして自身の安全が確保されているのを確認したうえで、屋外への避難を検討します。ただし、建物の倒壊や火災などの危険がそれほど高くない場合は、必ずしも屋外に避難することが妥当であるとはかぎ

りません。

建物（構造、耐震性など）やその立地（人口密度、避難場所など）を考慮することになりますが、基本的には、消防署・警察・自治体などからの避難勧告・指示に従って避難することになります。また、可能な範囲で館内放送やテレビ・ラジオなどから情報を収集し、冷静に行動しなければなりません。屋外に避難する場合の基本的ルールを図1に示します。

(3) 待機

公共交通機関が運休等となり、患者やスタッフが、いわゆる“帰宅難民”となる場合が想定されます。医院の建物内が安全であれば、いたずらに帰宅を急ぐよりも医院で待機したほうがよい場合もあります。

その場合、トイレなど使用できる設備を確認し、可能な範囲で飲料水・食料の確保に努める必要があります。

(4) 情報の収集

的確な判断や行動を行ううえでは、そのベースとなる正確な情報が必須となるので、避難するにしても、待機するにしても、可能な範囲で情報の収集に努めることが重要です。具体的には、一般的な情報についてはテレビ・ラジオ・インターネット等から、スタッフや関係者等の個別的な情報についてはメール・チャット等により収集

図1 屋外へ避難する際の基本的ルール

① 徒歩で移動すること

自動車での移動は、信号機が停止していることも想定され、運転自体が危険であるとともに、緊急車両の通行の妨げになるおそれがありますので、徒歩で移動すべきです

② 安全性を確保し、動きやすい服装とすること

落下物や道路上の散乱物も想定されますので、身体を守ることができ、かつ動きやすい服装を着用すべきです。具体的には、ヘルメット・帽子・長袖の服やスニーカー等を着用することになります

③ 携帯品は最小限にすること

長時間の移動や機敏な行動が求められることも想定されますので、携帯品は必要最小限とし、持ち運びやすいバッグに収納すべきです。一方、運転免許証等の身分証明書、飲料水や食料は可能な範囲で携帯すべきです

することになると思われます。安否確認については、各携帯電話会社の災害伝言板サービスも有用です。

なお、非常時ですから、くれぐれもデマや噂話に惑わされないように注意しなければなりません。

2. 診療の再開

震災の影響により歯科医院を休院とし、その後に診療を再開する場合は以下の点を考慮することになります。

(1) 状況把握

建物・設備・備品等が使用できる状況にあるかを確認し、被害箇所の点検を入念に行う必要があります。

スタッフについては、直接的な被害だけでなく、交通事情や親族などの状況も踏まえて出勤が可能であるかを確認することになります。あわせて、最低何人のスタッフがいれば、医院が運営できるかも検討する必要があります。

また、消耗品の調達や提携している歯科技工所などの動向についても確認する必要があります。

(2) 告知

医院の被害状況や診療再開の見通しなどについては、できるだけ早い時期にホームページ等を通じて告知すべきです。特に治療が継続中の患者については、電話等で個別に対応することも検討する必要があります。

(3) 余震・停電

診療再開後も余震や停電により診療や運営に支障をきたすことが想定されますので、その対応についての指針を定め、患者やスタッフの安全を確保する方法を検討しておく必要があります。

3. 事前の対策

歯科医院においても、今後の震災に備え、震災の規模や状況をある程度想定した、以下のような対策を講じておく必要があるといえます。

(1) BCP の策定

東日本大震災の発生に伴い、大規模な震災の事前対策として、“BCP (Business Continuity Plan；事業継続計画)”を策定、もしくは見直しをする企業が増加しています。

BCPとは、自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法・手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことをいいます。緊急時における事業の継続・早期復旧を図るためにも、平時から BCP を周到に準備し、従業員など関係者への周知・教育を徹底しておくことが求められています。

BCP の策定については、一般の企業

だけでなく歯科医院においても必要なことといえます。

(2) 建物等の調査と手当

BCP の策定の前提ともいえますが、建物自体の耐震性や設備・備品の配置をチェックし、その結果から建物の補修や設備の見直し等を検討し、場合によっては医院そのものの移転が必要となることもあります。

(3) 具体的準備

策定された BCP に基づき、実際の準備を整えることになります。具体的には、非常に必要な物品の備蓄、連絡網の整備、避難訓練の実施などが考えられます。なお、BCP の策定に時間がかかるようであれば、当座行える準備だけでも行っておくのも一案です。

4. 支援活動

今回の震災を目の当たりにして、何かしなければいけないと思われた方々も少なくないと思います。

そのようななか、歯科医師というプロフェッショナルを活かして被災地でボランティア活動（診療等）を行うことも考えられます。ただし、ボランティア活動に赴く際には、被災地のボランティア受け入れ状況を事前に確認する必要があり、受け入れ態勢の整っていない地域では、二次災害や復旧作業の妨げとなるおそれもあります。また、その間は自身の医院を不在としますので、どの程度の影響があるかも十分に検討しておく必要があります。

義援金を送ることも支援の一つです。義援金は、日本赤十字社や国境なき医師団などが募集活動を行っていますが、一方で義援金詐欺と思われるような事例も散見されますので、寄付する際には注意が必要です。なお、義援金は一定の要件のもとに、税務上の寄付金控除の対象となります。

そのほか、日本弁護士連合会などは無料相談窓口を設けております。